



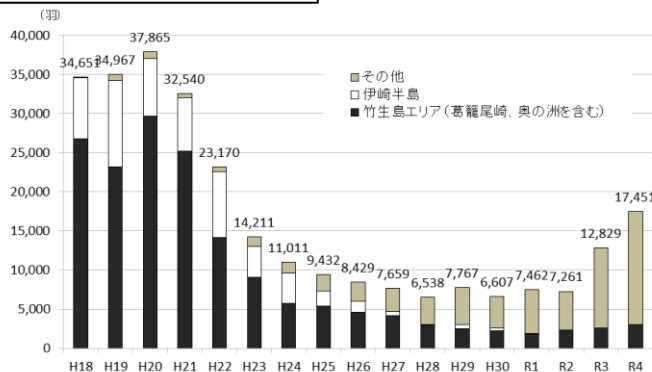
滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）（素案）の概要

現 状

ねぐら・コロニー分布状況
(令和4年5月)



カワウ春期生息数の推移



○生息状況

滋賀県では、カワウは2月頃から飛来し始め、3月から10月にかけて繁殖し、10月以降は大部分の個体が順次県外へ移動し越冬する。

滋賀県におけるカワウの生息数は、平成16年をピークに減少傾向にあったが、令和3年に急増に転じ、令和4年は17,451羽であった。

カワウの分布について、9つのコロニーと4つのねぐらが確認されており、ねぐら・コロニーの箇所数は増加傾向にある。これまで竹生島エリアおよび伊崎半島にカワウの生息が集中していたが、近年は内陸部に新たなねぐら・コロニーが形成され、急速に生息数が増加しているコロニーが存在するなど、カワウの動きに変化が生じてきており、カワウ対策は新たな局面に入っている。

○被害状況

生息数の減少に伴い、水産資源の食害も減少傾向にあるが、一部地域では、カワウの分散化により被害の増加がみられる。

コロニーでは、枝折りおよび糞などによる影響により植生被害が発生していたが、生息数の減少に伴い植生回復の兆しが見られる。

近年、住宅地等に隣接するコロニー等では、糞害や騒音等の生活環境被害が発生している。

計画期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

計画の実施区域

県全域

管理の目標

- ◆ 漁業被害、生活環境被害および植生被害の軽減
- ◆ 個体群の安定的維持



- ◇ カワウ生息数について、漁業被害および植生被害が顕在化していなかった頃のカワウ生息数4,000羽程度に低減させる。なお、4,000羽程度は一つの指標として取り扱い、生息数の管理は、被害状況などに応じて順応的に対応する。
- ◇ ねぐら・コロニーの分布管理と地域に応じた管理を行うことで、被害地におけるカワウ被害を低減させる。



人間活動と共にカワウが生態系の一員として生息できる豊かでバランスの取れた生態系を取り戻す。

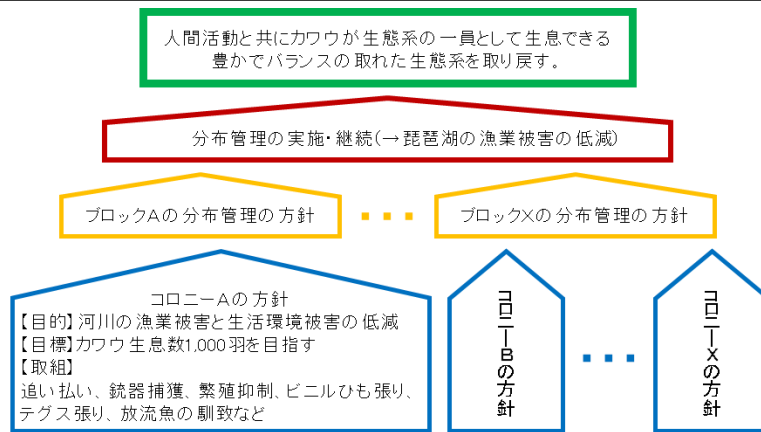
計画のポイント

施策の基本的な考え方

カワウの管理については、漁業被害や生活環境被害、植生被害を軽減するとともに個体群の安定的な維持を図るため、ねぐら・コロニーの分布管理の考え方に基づき、管理のための体制を構築するものとする。対策に当たっては、漁業被害や生活環境被害、植生被害を軽減するとともに個体群の安定的な維持を図るため、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理を施策の3つの柱として、総合的に実施する。

分布管理のための体制

ねぐら・コロニーごとに方針を定めるとともに、分布管理のために、カワウの行き来や行政界などを踏まえ、県全域を北部・中部・南部の3つのブロックに分けて分布管理することとし、ブロックごとの方針を定めることを検討する。各方針の策定や対策の実施に当たっては、漁業者、地域住民、河川管理者、有識者、市町、県等による体制を構築し、合意を得るものとする。



個体群管理

個体数調整について、これまでの効果が認められる竹生島エリア、伊崎半島を個体数調整実施場所として、春期生息状況をみながら継続して実施する。近年は河川等に形成されたコロニーにおいても大規模な営巣がみられることから、銃器捕獲等の対応のしやすさや県内へのカワウ被害の影響を鑑みて必要に応じて実施する。

被害防除対策

1. 漁業被害

防鳥糸や防鳥ネットの設置による物理的防除、定期的な巡回や花火などによる追い払いおよび銃器による捕獲など地域の実情に合った効果的な対策を総合的に実施する

2. 生活環境被害および植生被害

追い払い等のほか、状況によっては個体群管理の手法等も含まれる。漁業被害と同様、地域の実情に合った効果的な対策を総合的に実施する。

生息環境管理

琵琶湖においては水産資源保全対策等の推進により、多様で豊富な魚類相を回復させ、漁業への影響を軽減させる。河川等においては、多様な河川環境の創出に配慮するように河川管理者や関係者と連携を図る。

その他必要な事項

1. モニタリングの実施

モニタリング調査を十分に行い、その結果を関係者や専門家と共有し科学的評価を行う。

2. 広域対策

中部近畿カワウ広域協議会や関西広域連合等、広域的な枠組みでの取り組みを進める。

3. 普及啓発

関係部署や関係機関と連携し、カワウの生態や被害の状況など普及啓発を進める。